

「固定資産の現所有者（兼相続人代表者）申告書」等の記入について

○被相続人（死亡者）、現所有者（相続人代表者）、その他の現所有者（相続人代表者以外の相続人）について

- ① 被相続人（亡くなった方）の住所、氏名、生年月日、死亡年月日をご記入ください。
- ② 現所有者（相続人）代表者及び現所有者（相続人）全員の住所、氏名、電話番号、被相続人との続柄についてご記入ください。（各相続人のご印鑑の押印をお願いします。）

※相続人が遠方に在住等の理由により、記名及び押印が困難な場合は、現所有者（相続人）代表者様からその相続人の方に必ずご連絡いただき、承諾を得ていただいた上で、その他の現所有者の記入欄に記載いただくとともに、備考欄に承諾を得た旨を現所有者（相続人）代表者様が記名、押印の上、ご提出ください。

○相続登記の状況について

今後の相続登記の状況について、1～3のいずれかの番号に○印をしてください。

以下に挙げる手続き等が整っている場合はそのことが証明できる書類（写し）を申告書と共に提出してください。

1 遺産分割協議が整っている場合

☆遺産分割協議書の写し

2 遺言のある場合

☆遺言書の写し（公正証書による遺言書以外は、家庭裁判所において検認されたものに限ります）

3 相続人の一部又は全員が相続権を放棄している場合

☆相続放棄の申述書（家庭裁判所の受理済のものに限る）又は家庭裁判所の調書の写し

4 その他

例）故人（被相続人）が生前に贈与、売買等により所有権を移転していた場合

☆贈与又は売買契約書等を証する書類

☆相続人の確認・承諾書

お問い合わせ先：亀岡市役所市民生活部税務課固定資産税係

電話：0771 - 25 - 5013（直通）